

# 会津若松市農業委員会 組織図

**総会**／所掌事務（議決・報告案件）１９名

(1) 法第６条第１項～農地法その他の法令によりその権限に属させられた事項

☞ 優良農地の確保と有効利用

(2) 法第６条第２項～農地等の利用の最適化に関する事業

☞ 担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進

(3) 法第６条第３項～法人化その他農業経営の合理化、農業一般に関する調査及び情報の提供

☞ 担い手の育成・確保

(4) 法第３８条～行政機関等に対する意見の提出

☞ 農業者の代表として地域の課題解決に係る取組

※法～農業委員会等に関する法律

**事務局**／９名

会津若松市農業委員会処務規則第３条の規定に基づく事務分掌

**役員会**／所掌事務（協議・報告）１２名

(1) 総会及び全員協議会に付議すべき事項に関すること（農地法に係る許可申請等の案件を除く。）

(2) 総会において委任を受けた事項に関すること

(3) 以上のほか、会長が必要と認める事項

**全員協議会**／所掌事務（協議・報告）３７名

(1) 農地利用最適化推進活動に係る目標の設定・点検評価 ⇒ 最終決定は総会

(2) 農地利用最適化推進活動に係る各区域・班からの報告と情報交換 ⇒ 情報共有

(3) 農地利用集積、遊休農地対策に係る協議・検討 ⇒ 部の検討内容を具体化・具現化

(4) 法第３８条に関する事項 ⇒ 最終決定は総会

**部会**／所掌事務（協議・報告）

(1) 農地部会（各区域１名／計６名）  
各区域・班担当委員との連携による農地転用案件等の現況調査、農地パトロールの実施、違反転用に係る指導など

(2) 利用集積推進部会（各区域１名以上／計１９名）  
農地利用最適化推進指針、農地利用最適化推進施策に係る改善意見、担い手の育成、農作業労働料金標準額及び農地賃借料に係る検討・情報提供など

(3) 遊休農地対策部会（各区域１名以上／計１７名）  
農地利用最適化推進指針、農地利用最適化推進施策に係る改善意見、有害鳥獣対策、遊休農地に係る新規作物の導入検討など

(4) 広報部会（各区域１名／計６名）  
農業委員会だよりの発行、ホームページ管理、全国農業新聞の普及活動、農業体験活動への協力など

(5) 総務部会（各区域１名／計６名）  
研修会、農業者年金の加入推進など

**区域・班**／代表委員の役割

(1) 各班の活動に係る総合調整

(2) 各班の活動計画の立案や活動記録カードの取りまとめ及び委員会の全員協議会における活動報告

(3) 委員会の総会議案書の受領と各班員への配布

(4) その他、委員会の会長が特に必要と認める事項

※ 班編成は、左表【第２６期班編成】のとおり

【 第 2 6 期班編成 】

| 区域    | 班名          | 農業委員 | 推進委員 | 合計 |
|-------|-------------|------|------|----|
| 第 1 区 | 神指町南四合・町 北  | 2    | 1    | 3  |
|       | 旧 市・一 箕・東 山 | 1    | 1    | 2  |
| 第 2 区 | 湊           | 3    | 2    | 5  |
| 第 3 区 | 高 野         | 1    | 1    | 2  |
|       | 神指（南四合を除く）  | 1    | 2    | 3  |
| 第 4 区 | 門 田         | 2    | 2    | 4  |
|       | 大 戸         | 1    | 1    | 2  |
| 第 5 区 | 荒 井         | 2    | 1    | 3  |
|       | 川 南         | 1    | 2    | 3  |
|       | 舘ノ内         | 0    | 1    | 1  |
| 第 6 区 | 八 田         | 1    | 1    | 2  |
|       | 日 橋         | 2    | 1    | 3  |
|       | 堂 島         | 2    | 2    | 4  |